## 【新設】(配当控除所得課税規定の例示)

18-1-63 今第 155 条の 33 第 1 項 (配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例) に規定する配当控除所得課税規定とは、例えば、法第 60 条 (保険会社の契約者配当の損金算入)、法第 60 条の 2 (協同組合等の事業分量配当等の損金算入)、措置法第 67 条の 14 (特定目的会社に係る課税の特例)、措置法第 67 条の 15 (投資法人に係る課税の特例)、措置法第 68 条の 3 の 2 (特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)及び措置法第 68 条の 3 の 3 (特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)の規定をいうことに留意する。

## 【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対 象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法6の2)。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率(15%)を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率(15%)に至るまで上乗せ(トップアップ)課税を行う仕組みである。また、この国別実効税率とは、所在地国を同一とする全ての構成会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額(国別調整後対象租税額)が、その全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額からその全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額(以下「国別グループ純所得の金額」という。)のうちに占める割合をいうこととされている(法82の2②一イ(3))。
- 3 この国別グループ純所得の金額の計算の基礎となる個別計算所得金額又は個別計算損失金額は、個別計算所得等の金額から算出することとされており(法82二十七・二十八)、この個別計算所得等の金額は、当期純損益金額を出発点として、その当期純損益金額に所要の加算調整又は減算調整を行うことにより計算される特例適用前個別計算所得等の金額に対し、特定の業種のみに関係する調整や特定多国籍企業グループ等の選択により適用することができる調整を行うことにより計算することとされている(法82二十六)。
- 4 ここで、最終親会社等である構成会社等が配当控除所得課税規定の適用を受ける場合には、上記3の調整に加え、配当控除所得課税規定の 適用を受ける最終親会社等である構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例が規定されている(令 155 の 33)。

多くの国又は地域において、投資会社等、いわゆる協同組合又はこれらに類する会社等に関して、単一段階課税を目的として、すなわちその会社等の利益に対する租税をその会社等ではなく、実質的にその持分保有者に課することとするため、その会社等が行った利益の配当の額がその会社等の課税所得から控除される税制が導入されている。特に、最終親会社等がこのような税制の適用を受けている場合、仮に何の調整も行わなければ、その最終親会社等の所在地国に係る実効税率が適切に計算されないこととなる。

このことを踏まえ、最終親会社等である構成会社等がその構成会社等の所在地国の配当控除所得課税規定(課税標準の計算について、会社等が支払う利益の配当の額をその会社等の所得の金額から控除することとしている租税に関する法令の規定をいう。以下同じ。)の適用を受ける場合におけるその構成会社等の各対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額については、その構成会社等のその対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額(法人税法施行令第 155 条の 19 から第 155 条の 31 までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下同じ。)が零を超える場合には、その特例適用前個別計算所得等の金額から一定の要件を満たす持分保有者(その構成会社等に対する所有持分を直接に有する者をいう。)に支払う利益の配当の額(配当控除所得課税規定においてその構成会社等の所得の金額から控除されるものであって、その対象会計年度終了の日から 1 年以内に支払われるものに限る。)と法人税法施行令第 155 条の 35 第 9 項に規定する財務省令で定める金額との合計額を控除することとされている。

- 5 この「配当控除所得課税規定」とは、会社等が支払う利益の配当の額をその会社等の所得の金額から控除することとしている租税に関する 法令の規定をいうのであるから、本通達では、我が国の法人税法等を参照し、法人税法第60条、法人税法第60条の2、措置法第67条の14、 措置法第67条の15、措置法第68条の3の2及び措置法第68条の3の3の規定がそれぞれこれに該当することを例示により留意的に明らか にしている。
- 6 なお、共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算については、構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額の計算の規定 が準用されているため (令 155 の 33②)、共同支配会社等についても本通達と同様に取り扱うこととなる。